

第8章

地域包括ケアを推進する ための取り組み

第8章 地域包括ケアを推進するための取り組み

1. 認知症支援策の充実

(1) 認知症の理解の促進

今後、高齢化の進行とともに認知症高齢者の増加が予測される中で、認知症高齢者や介護する人が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができる環境の整備が必要とされています。

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヶ月以上継続）のことを指します。原因となる病気の多くは、アルツハイマー病などの「変性疾患」と脳血管性認知症などの「脳血管障害」です。

最近では早期に発見し適切に治療することで認知症症状を軽くすることや進行を遅らせることができるようになりました。また、予防についても興味を持たれるようになってきています。

しかし、認知症は誤解や偏見をもたれることも多い病気であるため、より多くの人々が認知症に対しての正しい知識を得ることが必要です。

このため、キャラバン・メイトに対する研修や認知症サポーターの養成を継続して行うとともに、認知症予防講演会を開催し、認知症の理解の促進に努めます。

(2) 認知症予防の推進

本広域連合の構成町村では、鳥取大学医学部が開発したタッチパネル式のテストプログラムを活用し、認知症の疑いのある人を発見し、早期診断や予防につなげる取り組みを行っています。

今後とも認知症の予防の取り組みを推進させるために、構成町村が行う認知症予防事業に対して支援を行います。また、地域包括支援センターを中心に相談窓口の充実を図るとともに、早期の段階からの適切な診断とこれを踏まえた対応が必要なことから専門医療機関等との連携体制を整備します。

(3) 認知症高齢者と家族への支援

認知症などにより判断能力が十分でない高齢者等を保護する制度として、成年後見制度の普及が進められています。成年後見制度が十分活用されるように広報、周知を行うとともに相談があった場合には速やかな対応ができるように関係機関との連絡調整を図ります。

また、地域における認知症高齢者の見守り体制として見守りネットワークの構築に努めるとともに、地域密着型サービスの整備を図り、認知症高齢者が住み慣れた地域において自立した生活ができるようサービスの充実を図ります。

2. 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で住み続けるためには公的なサービスの他に地域で支えあう日常的な生活支援サービスの充実が必要とされています。本広域連合の管内では構成町村において地域の実情に応じて生活支援サービスが提供されています。

生活支援サービスは個々の要望が多様であり、地域によっても要望に差がありますので、この生活支援サービスを一元的にコーディネートできる仕組みづくりが求められています。

このため、地域包括支援センターが中心となり、①生活支援サービスを必要とする高齢者のニーズの掘り起こし、②ニーズに対応する生活支援サービスの整備、③生活支援サービスのコーディネートを行うことなどにより、生活支援サービスの充実を図ります。

また、生活支援サービスの充実については、地域包括ケア体制の構築の重要な要素となりますので、本広域連合と構成町村との密接な連携により、取り組みを推進します。

3. 医療との連携

高齢者の在宅生活を支えるためには、医療と介護の連携は必須の要件となります。

特に、在宅の高齢者の重度化への対応や退院後に速やかに在宅生活に復帰するための支援、また末期がんや難病の患者への対応などには、医療と介護サービスを適切に取り入れることによって在宅生活の限界点が上がり、長期的な在宅生活が可能となります。

このため、地域包括支援センターを中心に介護支援専門員や介護サービス事業所の介護関係者と病院の医師、看護師等をはじめとする医療関係者との連携体制の強化を図ります。

また、地域ケア会議を定期的を開催するなど、日頃から連携を図る取り組みを推進します。